

大和市保健福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第24号

大和市保健福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

大和市保健福祉センター条例施行規則（昭和62年大和市規則第49号）の一部を次のように改正する。

第11条ただし書中「行事等」の次に「（当該行事等と連続した使用時間の区分（当該行事等の前日以前の使用時間の区分を含む。）において行われるリハーサル、準備等を含む。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。